

平成 19 年に開催した研究会

会計監査（監査法人）に関する研究会

本研究会は、平成 18 年 12 月から平成 19 年 6 月まで 6 回にわたり開催し、平成 19 年 9 月に研究会報告書を公表しました。

本研究会では、法制度や監査ルール整備の進む中で監査機能の中核を担うべきと位置づけられ、そのための適切な体制整備が求められてきた、監査法人の実態上の問題に的を絞って検討しました。勿論監査法人を考えることは、公認会計士個人個人のあり方や日本公認会計士協会、会計教育のあり方などにも関連するため、必要に応じてこれらについても言及しました。

報告書では、本研究会で取り上げるべき事柄は多岐にわたることから、まず、わが国の公認会計士による会計監査制度を俯瞰して、現状の課題を総論として述べています。さらに、監査法人が対処すべき課題を、監査法人の管理運営、監査業務の向上、監査時間と報酬、人材の育成と確保、社会的責任とサポートに整理して、各論として考える方向性を示しています。

欧州の先進的な保険リスク管理システムに関する研究会

本研究会は、平成 19 年 6 月から開催し、平成 19 年 12 月に行った最終回まで 6 回にわたり開催しました。

保険監督におけるソルベンシー・マージン規制は、現在のところ、銀行業におけるバーゼル II のような共通な国際基準がなく、各国・地域ごとに異なる規制が行われています。しかしながら、国際的に活動する保険グループの増加等により、国際的な統一的な基準作りが重要となっています。

現在、保険監督者の国際機関である保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors：以下「IAIS」）では、健全性における国際共通基準の策定が行われています。また、欧州等においては、IAIS の議論に沿った形で、新たな監督制度の見直しが進められています。具体的には、EU 参加諸国が欧州保険・年金監督者会議（Committee of European Insurance and Occupational Pensions Supervisors：以下「CEIOPS」）を通して策定しているソルベンシーII や、スイス規制当局が策定しているスイスソルベンシーテストです。特に、前者の CEIOPS によるソルベンシーII、は全 EU 参加国が適用になる規制であるため多様性のある仕組みになっており、日本としても参考にできる点が多いものと思われます。

そこで、我が国におけるソルベンシー・マージンや保険会社のリスク管理の検討を行うにあたり、まず、欧州の先進的で且つ多様性のある保険制度の課題や論点を洗い出します。このためには、保険、ファイナンス、リスク管理に関する高度な専門的・実務的知識が必要であり、また、単に知識の集積ではなく、各専門分野から相互に十分な議論を行う必要があります。よって、国内の実務家及び有識者を集めた検討の場を設けたものです。

決済に関する研究会

本研究会は、平成 19 年 7 月から平成 19 年 12 月まで 12 回にわたり開催し、平成 19 年 12 月に「決済に関する論点の中間的な整理について」を公表しました。

決済システムは一国の経済活動を支える重要な基盤を構成しています。これまで、資金決済システム、証券決済システムについて、安全性の向上や効率化を目指して、システムの高度化やペーパーレス化などの措置が講じられてきましたが、一層の利便性の向上や、リスク管理、国際競争力の強化の要請が強まっています。

また、近年、収納代行の普及や、いわゆる電子マネーやポイント・サービスの発達など多様な支払サービスが普及してきました。今後、電子技術の発達によってさらに新しい支払サービスが登場する可能性もあります。

このように決済を巡る環境が大きく変化している中で、決済システムのあり方を考え、安全、便利で効率的な決済システムを実現していく必要があります。

このため、決済に関し総合的な幅広い議論を行い、論点を整理することを目的に、本研究会を開催したものです。

金融専門人材に関する研究会

本研究会は、平成 19 年 11 月から開催し、現在も月 1 ～ 2 回のペースで開催しています。

我が国金融・資本市場の競争力強化を実現するためには、市場の発展を担う人材の確保・育成が急務であり、また、市場参加者においても当局においても共通のコンプライアンス感覚を有する人材が確保されることは、より良い規制環境（ベター・レギュレーション）の実現に資するものと考えられます。

こうした観点から、我が国金融システムを担う専門人材に必要とされる知識及び資質についての幅広い検討を行うため、研究会を開催しているものです。